

京都市告示第190号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成17年4月4日付けで認可した南巽町自治会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成24年3月9日付けで認可した槌屋町町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成24年6月4日付けで認可した大原勝林院町町内会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年6月26日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
南巽町自治会	京都市西京区桂南巽町7番地3	京都市西京区桂南巽町9番地1
槌屋町町内会	京都市中京区小川通二条上る槌屋町607番地	京都市中京区小川通二条上る槌屋町607番地の6

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
南巽町自治会	横田 浩一	田尻 和夫
槌屋町町内会	小森 衛	佐野 仁
大原勝林院町町内会	中林 修	下林 巨育

3 代表者の住所

	変更前	変更後
南巽町自治会	京都市西京区桂南巽町7番地3	京都市西京区桂南巽町9番地1

槌屋町町内会	京都市中京区小川通二条 上る槌屋町607番地	京都市中京区小川通二条 上る槌屋町607番地の 6
大原勝林院町町内 会	京都市左京区大原勝林院 町98番地	京都市左京区大原勝林院 町400番地

(文化市民局地域自治推進室)